

# 起業支援金

## Q&A (よくあるお問い合わせ)

### ○補助対象者、補助対象事業について

- Q 誰でも申請できますか。  
→要件を満たす必要があります。交付要綱の第3条の1～8のすべてに該当する者が対象です。詳しくは交付要綱及び募集の手引きP4,5をご覧ください。
- Q 事業はこれから始めるのですが、開業届を5月に提出しています。その場合は、対象になりますか。  
→対象外です。令和7年6月2日(月)～令和8年2月27日(金)の間に開業届の提出又は法人の登記をしていただくことが要件です。
- Q 既存事業とは別業種の事業を始める予定ですが、対象ですか。  
→対象です。ただし、第二創業枠ですので、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野への進出が必要です。詳しくは募集の手引きP7をご覧ください。
- Q 補助対象となる事業の要件に「地域課題の解決に資する事業であること」とありますが、具体的にどういったことですか。  
→募集の手引きP6をご覧ください。
- Q 補助対象となる事業の要件に「デジタル技術を活用する事業であること」とありますが、具体的にどういったことですか。  
→キャッシュレス決済の導入、SNSやWebサイトでの情報発信等のことです。詳しくは募集の手引きP6をご覧ください。

### ○対象経費について

- Q 支援金はいくらもらえますか。  
→審査に採択された場合、補助対象となる経費(税抜)の内、補助率1/2以内の上限額200万円が支援金として交付されます。
- Q 補助対象の経費を教えてください。  
→人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費等 補助事業を行うために必要な経費が対象です。詳しくは募集の手引きP8～12をご覧ください。
- Q 交付決定前に支払った経費は、補助対象ですか。  
→補助対象外です。交付決定後(8月下旬～9月上旬を予定)から令和8年2月27日までに発生し、支払いまで完了した経費が対象です。
- Q 介護事業を考えており、介護車両を購入したいのですが、補助対象ですか。  
→車両は補助対象外です。

## ○対象経費について

- Q 事業用にパソコンの購入を考えていますが、補助対象ですか。  
→パソコンは汎用性が高く、補助事業に使用すると断定できないため、補助対象外です。
- Q 補助事業に使用するための車両(キッチンカーなど)の内装工事費は、補助対象ですか。  
→補助事業で使用するための車両の内装工事費は補助対象です。
- Q リモートワーク可能とした従業員の雇用で、奈良県民以外の従業員の給与は補助対象ですか。  
→補助対象です。
- Q 人件費について、専従員(家族従業員)、代表者や役員の給与は補助対象ですか。  
→補助対象外です。人件費については、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員(パート・アルバイトを含む)に対して支払う給与・賃金のうち、支払いが明確なものに限ります。

## ○申請時、申請方法について

- Q 申請の方法を教えてください。  
→①Googleフォームに基本情報を入力(<https://forms.gle/1zTDVTtbqfx22EcL8>)  
②必要書類をメールで提出(kigyoka★shokoren-nara.or.jp)  
※★を@に変更して、メールを送付してください。  
※①、②の両方の提出をもって、申請完了・審査対象となります。  
詳細は、県HP、募集の手引きP13をご覧ください。
- Q データの容量が大きすぎて、一括で提出書類がメールが送れません。  
→複数回に分けてメールにて送付ください。ただし、データ容量は合計20MB以内となるように調整してください。難しい場合は事務局までご連絡ください。
- Q 申請期限は7月18日(金)までとなっておりますが、何時まで受付してもらえますか。  
→7月18日(金)23:59までです。
- Q 提出した書類を修正したいのですが、どうしたらいいですか。  
→まずは事務局までご連絡ください。原則、提出する際に修正がないようにご確認ください。
- Q 申請書類提出の際に見積書は必要ありませんか。  
→見積書の提出は不要です。  
ただし、採択後、交付申請の際(8月下旬予定)に、見積書の提出が必要です。
- Q 見積書がもらえない場合、どうしたらいいですか。  
→カタログやチラシ、オンラインストアのスクリーンショットなど購入するものの価格が確認できるもので代用可能です。

## ○審査について

- Q 審査方法を教えてください。  
→1次(書類)審査を行い、1次審査通過者のみ、2次(プレゼンテーション)審査を実施します。
- Q 審査されるポイントは何ですか。  
→県HPに審査基準を掲載しておりますので、ご覧ください。
- Q 1次審査の結果はいつわかりますか。  
→1次審査の結果は7月下旬(予定)に審査通過者のみにご案内します。
- Q 2次審査日(8月5日又は8月7日)は選択可能ですか。また、審査はどこで行われますか。  
→2次審査の日程は選択できません。会場は1次審査通過者に別途お伝えします。  
※2次審査は対面で実施します。

## ○その他

- Q 「他の補助金等と重複して行う事業でないこと」と要件にありますが、クラウドファンディングと起業家支援金を併用して補助事業を行ってもいいですか。  
→はい。自己資金分についてクラウドファンディングで賄うことは問題ありません。  
なお、他の補助金との併用は認められません。
- Q 「住民税を滞納していないこと」と要件がありますが、証明書などはいつ提出が必要ですか。  
→採択決定後、交付申請の際(8月下旬頃)に、住民税に滞納のないことの証明書の提出が必要です。移住前の場合は、移住前の居住地での住民税に滞納のないことの証明書を提出してください。
- Q 支援金採択者は、移住支援金をもらえるのですか。  
→移住支援金の要件を満たす場合、移住先の市町村に申請することが可能です。予算に達し次第、終了となりますので、移住先の市町村にお問い合わせください。  
※奈良市、安堵町、田原本町、大淀町は移住支援金対象外地域です。  
また、移住支援金の要件については、HP(<https://www.pref.nara.jp/53355.htm>)をご確認ください。  
詳細は募集の手引きP16～18をご覧ください。